

平成30年度第2回
(2018年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 平成30年11月15日(木)午後2時
場所 中層棟 4階 第4委員会室

平成30年度第2回吹田市景観まちづくり審議会会議録

(要点筆記)

1. 開会

- 大塚都市計画室参事

2. 挨拶

- 乾都市計画部長 《挨拶》

3. 会議進行

- 鳴海会長 本日、傍聴人はいるか。
- 事務局 本日、傍聴人はいない。

- 鳴海会長 それでは、第2回景観まちづくり審議会の議事に入る。事務局より本日の案件について説明をお願いします。

4. 案件説明

諮問 景観形成基準の変更について

- 事務局 《内容説明》

5. 質疑・応答

- A委員 千里丘北地区のD地区について、C地区と変わっているところはあるか。
- 隅田主査 同等の内容となっているが、色彩基準に関して、赤、黄赤、黄の彩度が3.0以下となっているのがD地区で、3.0未満となっているのがC地区である。
- A委員 以下と未満はどう違うのか。
- 隅田主査 先に共同住宅のC地区で3.0未満の基準を定めていたが、D地区ですでに保育所やフィットネスジムなどが早い段階から計画されており、D地区はすべての方に同意を得ることができる状況ではなかったため、D地区もC地区と同様の基準をかぶせていくことを前提にC地区の基準をもって、D地区の開発の時に景観の協議をさせていただいていた。住宅以外の店舗があり、協議の中で彩度3.0を使用したいという物件がでてきた。住宅地と同等ではあるが、やむを得ず3.0を含む3.0以下とさせていただいたということである。
- B委員 3.0以下と未満で変更した理由はあるか。

- 隅田主査 D地区の方にも3.0未満という同じ基準を考えていたが、景観の協議をする中で、当時はD地区の基準がない中での景観協議となっており、事業主からの彩度3.0を使用したいという希望から3.0を含む形となった。届け出の必要のない規模であったのだが、後に基準をかけていくということから、協議させていただいた。
- 大椋参事 彩度3.0を含む、含まないでどれだけ違うのかということだが、C地区では3.0を含まない形で協議を進めていたが、D地区で3.0を使用したいという話があり、それを使用したことで景観に与える影響があるのか、ないのかということも含めて協議を進めてきた。彩度3.0を使用することが、こちらの景観に著しく影響を及ぼさないという判断をして、3.0を含めるという形となった。
- B委員 実際に3.0という数字を使用しているということか。
- 大椋参事 はい。
- 久副会長 確認ですが、D地区の場合は、商業系の施設が立地しているので、住宅系よりも少し色を使用したいということか。
- 隅田主査 それを住宅地と同等の基準で同じような形にさせていただいた。
- 久副会長 言い方を変えると、賑わいを出したいために少し色使いを『兼ねる』にしたいという理解でよいか。
- 隅田主査 はい。
- 久副会長 その根底がきちんと整理できた方が良い。商業系の土地利用と住宅系の土地利用とはそもそも方向性が違うので、そう言う意味では、少し色目があってもいいという判断だと思う。
- 大椋参事 このD地区には住居もあるということで、そんなに極端な基準を変更することは難しいと考えたが、商業系の施設も建てることで、基準を緩めたということである。
- 隅田主査 C地区と道を挟んですぐ隣にあるので、同じようなまちなみになるように同じような基準にさせていただいている。
- 鳴海会長 意見の内容を一言どこかに書くというは可能なのか。
- 久副会長 無理やり入れるとしたら、建築物の3. 外壁の形態意匠及び素材の(4)「まちなみを形成する色、配色とする」の後に、「商業系の施設であっても周辺の住宅地との調和に配慮する」を入れる。そうすると、この地域には商業系も入っているということが文言でもはっきりする。
- 渡辺主幹 文言の詳細については検討させていただく。商業系が入っているというように旨の主旨がきちんと伝わるような基準を今後検討させていただきたい。
- 鳴海会長 他に意見がなければ、52ページの(4)のところに文言を追加すること。商業系が入っているということを明示する書き方にすれば良いと思う。書き方については、私と相談して決めたいと思うが、よろしいか。
- 一同 異議なし。

6. 案件説明

報告 屋外広告物行政について

- 事務局 <内容説明>

7. 質疑・応答

- 久副会長 資料8ページの、路線によって追加指定というところですが、南部の主要路線である大阪高槻京都線や十三高槻線は、今のところ指定されていない。ここを規制するのは難しいという判断なのか。
- 徳永主任 現状で広告物が多い状況であるので、規制によって現状を変えるのは難しいと考えている。
- 久副会長 確かに大阪高槻京都線はすでに出来上がっている。私が気になっているのが、十三高槻線の今後延伸する区域とか新大阪方面に抜けるところなど、最近新設された区域などはこれから土地利用が動いてくると思う。その辺りをしっかり規制することで、まちなみを作っていくことができると期待している。
- 徳永主任 今後新たに作られる地域では、先に基準を設けて誘導できるような形を考えていきたい。
- C委員 関大前の特別区域の指定について、江坂駅と同じように近隣商業地域だからということで関大前もということだが、関大前は小さなエリアで、通り一筋だけが近隣商業地域となっており、驚くほどのギャップがある。あれはやはりよろしくないなあと思っているが、地域として何かやっていかないとどうしようもないものか。もう少し、考えなければいけないということをこういう計画の中で言って欲しい。この資料を見る限りでは、江坂の状況と同じですよと見えるが、周辺とのギャップとを考えると、どちらかと言えば文教地区住居系の地域としてそれなりに景観形成をしていかなければなりませんと言っていたことは可能か。
- 徳永主任 ガイドライン等で特別な地域としてお示しすることを考えているが、そういう形ではなくということか。
- C委員 ガイドラインのような市で作ったものを地域に持って行っても無理。江坂とは違うという風に思っている。「このように吹田市も言っているでしょ」ということを皆さんにお伝えしたい。せっかく商店街が纏まりつつある中で、江坂やJR吹田の駅前とは違うのだという風な色をつけて欲しいと思っている。
- 徳永主任 特定区域に示しているJR吹田や関大前の地域というのは、ちょうど地域の商店街が盛り上がりを見せつつある地域でもある。そちらの方々を応援できる体制をつくり、そこから地域の基準を作っていく動きに持って行けたらと考えている。
- 渡辺主幹 委員がおっしゃっているのは、住宅街の中にある商店街だからということ

か。商店街発意のガイドランがあったとしても、行政の方から方向性が示されなければ難しいということか。

- C委員 はい。4つ地域が上がっていて、それぞれにガイドラインを作ってやっぺいこうというふうに読めるが、それぞれに方向性を示していただければと思う。それと、もう一点、自家用か自家用でないかを調査されているが、今回の方向性には反映されていない。今後基準に反映するのか。
- 徳永主任 基準については今後検討していく。大阪府条例でも自家用と非自家用とで基準を分けているが、そちらを踏襲するのか、独自で自家用と非自家用の関係ない基準にするのかは、実態調査のシミュレーション結果を見ながら検討したい。
- C委員 実態調査の結果を見ると、非自家用がやたらたくさん集積しているところがあり、今すぐにでも除けなくなるなどと思う。行って掃除したぐらいで終わるようなところもきつとあると思うので、何かアクションに移していただけたらと思う。
- 隅田主査 自家用、非自家用に関しては今後検討していくが、例えば自家用に関しても、大阪府さんが自家用だったら7㎡以下ならOKだというのがある。7㎡もかなり大きいという印象がある。例えば、豊中市では自家用、非自家用を取っ払われているので、他市の事例も参考にしながら、吹田市ではどれが良いのか検討していく。
- 鳴海会長 大学の周辺で学生街的なエリアが作られているというのはそんなに多くない。近大にもあるが、北大阪では関大が一番分かり易い。単に商店街というだけじゃなく、阪急の西側を含めて広いエリアを設定し、住宅地に囲まれた学生街としての特徴をもつ地区という位置づけをしたらどうか。単なる商店街に限るのではなく、少し広いエリアとしてとらえる方が良い。阪急の西側にも看板がたくさんあるし、学生が行くようなお店がある。このような特徴を表現する方が分かり易くて良い。駅前とか商店街という定義だけでは、地元としてどう取り組んでよいか見えにくいというご意見だと思う。
- 徳永主任 屋外広告物まちなみ別指針という吹田市の指針のなかで、文化学術地区がある。そちらも参考にしながら駅前だけじゃなく、その括りも踏まえて検討させていただく。
- 鳴海会長 阪急北千里から北と南に伸びる細長い住宅地開発が進んでいて、ニュータウンの中なのに、道路に接したような住宅が並んでいる。自家用広告でお医者さんとかの看板がすでに設置されているが、あのような看板はもう少し小さい方が良く思う。
- 徳永主任 7㎡は結構大きいので、適用除外の面積を例えば5㎡にするとか、それよりも少し小さくするとかというのもシミュレーションしながら検討したい。
- 鳴海会長 他市で5㎡としているところはあるのか。
- 徳永主任 大阪府さんは現在7㎡となっているが、国のガイドラインでは5㎡になっている。他市でみると、近隣では7㎡が多い。

- C委員 今回の面積は、一つの看板の面積のことか。敷地の大きさと関係あるか。
- 徳永主任 敷地内にある総表示面積のことである。敷地の大きさとは関係ない。
- C委員 箕面市は立面に対する広告物の大きさに決めている。上限が決まっている。
- 徳永主任 参考にさせていただく。
- 鳴海会長 大学の名前の掲示は屋外広告物に該当するのか。
- D委員 屋外広告物である。家の表札も屋外広告物である。
- 久副会長 自家用広告物の関係でいうと、7ページのところで第二種低層住居専用地域と生産緑地地区を禁止地区に追加しようとしているが、第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域との違いは、第二種低層住居専用地域の方は店舗を立地させようとする地区であるということ。さらに、最近、生産緑地地区も建てられる建物が増えて農家レストランとか農産物販売所ができるようになってきているので、どちらかと言うと商業系を有する方にシフトしている。そう考えたときに、第一種低層住居専用地域と追加する二つが一緒の基準だとするとメリハリが付かない気がする。第一種低層住居専用地域を厳しくし、第二種低層住居専用地域と生産緑地地区で商業系の施設が建つ場合は、一定認めてあげるという形でメリハリを付けていくと、用途地域の方向性と屋外広告物の方向性が合致すると思う。元々の用途地域の方向性を勘案しながらメリハリを付けるとより分かり易くなる。
- 渡辺主幹 第二種低層住居専用地域の店舗や農家レストラン等だが、例えば、自家用広告物の適用除外7㎡については、そのまま若しくは規模を小さくするにしても存在させて、第一種低層住居専用地域の適用除外の規模を小さくするか、若しくは、無くすようなメリハリのつけ方が考えられる。
- 久副会長 私はその方が良いと思って提案した。
- 渡辺主幹 その方向で検討させていただく。
- 久副会長 自家用、非自家用についてはなかなか難しい。豊中市の事例として、阪神高速道路沿道の屋上広告物で、設置される方が下のフロア1階を借りると自家用だという主張になる。このようなグレーゾーンがたくさんあるので、豊中市では自家用と非自家用の区別を無くしてあるべき姿で整理をかける方が良いと判断した。
- 渡辺主幹 現地調査の状況を見ながら、自家用、非自家用の区別の話をしていきたいと考えている。
- 隅田主査 第二種低層住居専用地域の件に関しては、現況の吹田市域の中にある第二種低層住居専用地域は限られている。現況は第一種低層住居専用地域と同じようなまちなみが構成されているところが二か所だけある。一つは、第一種低層住居専用地域に挟まれているところで、内容的には第一種低層住居専用地域寄りだが、最低敷地面積が第一種低層住居専用地域には満たない。二つ目は、第一種中高層住居専用地域の中にある低層住居地域で、今は戸建住宅街がある。現況から禁止区域に入れているが、今後のことも検討してどういう分け方にするのか検討させていただく。

- 久副会長 そもそも論でいうと、用途地域を変えないといけない。第一種低層住居専用地域で良いという判断もあるのでは。
- 渡辺主幹 最低敷地面積の別の条例があり、第一種低層住居専用地域にできない状況である。
- 隅田主査 吹田市の全市的な用途見直しが控えているので、そこも調整しながら考えていきたいと思う。
- 鳴海会長 広告物協定地区とは何か。
- 徳永主任 広告物協定地区とは、市民の方が中心となり自分たちで基準をつくり、それを市が認定する制度である。基準は土地の所有者自らが作り、それを認定する。
- 鳴海会長 それは4つの特定区域のどこで可能か。
- 徳永主任 今のところでは、関大前の商店会の方々がこれから動き出そうとしている。また、JR吹田では、新旭通り食品街の方々も自分たちでいろいろな活動をされている。そういった方々が広告物の基準を作りたいという場合には応援したいと考えている。
- 鳴海会長 江坂でもそういう活動団体はあるのか。
- 隅田主査 江坂企業協議会やエスコタウン商店会などは、商店会としてはまとまりがあるところなので、お声掛けすれば可能だと考えている。
- 久副会長 私はずっと江坂企業協議会さんを応援させていただいている。いつも嘆いていらっしゃるのが、協議会のメンバーに沿道の店舗が入っていない。だからいつも歯がゆい思いをされていると聞いている。江坂企業協議会としても、沿道景観を何とかしたいと考えている。沿道をどうするのかというのは、江坂企業協議会と連携されて、「協力」という形でサポートするという手もある。
- 徳永主任 広告物協定地区制度については、特定地域に限らず、いろんな地区でそのような動きが出てくれれば良いと思っている。そういう制度を条例に作らせていただくということである。
- 鳴海会長 他に意見がなければ、この件、いただいた意見を参考に進めていただければと思う。

8. 案件説明

中間報告 吹田市景観まちづくり活動補助金について

- 事務局 <内容説明>

9. 質疑・応答

- 鳴海会長 南吹田のイベントはいつか。
- 隅田主査 イルミネーション&ナイトカフェのイベントが11月18日の日曜日、上新田公園での開催を予定している。今回で5回目の開催となる。雨の場合は次の週に順延となる。

- 鳴海会長 先ほどの絵はどのように活用するのか。
- 隅田主査 ルールを載せたマナーブックの案を作っている段階だが、その中に、子供たちの絵のページを設けて、そこに絵を入れることを考えている。
- 渡辺主幹 絵が入ることによどのような意味があるのかというところだが、まち協の方々が自分たちの手で作り上げた作法集（マナーブックという名前になった）を「自分たちで作った」という自覚を持って欲しいという思いがあり、地域の小学生の描いた絵を載せることで、皆さんに愛着を持っていただきたいという思いがあったようだ。
- 鳴海会長 どのようなイメージなのかがわからない。子供が描いた絵はマナーを提案しているのか。
- 渡辺主幹 子供が描いた絵のテーマは、南吹田の理想のまちのイメージであるので、ルールについて描いたものではない。こんなまちになったらいいなあという要素の中に、左上の緑がいっぱいの絵がある。載せてはいないが、ルールブックにも花と緑がいっぱいのまちにしたいという思いがあり、つながるところがある。みんなの気持ちで作ったルールブックだという意識付けのために絵を載せていきたいと聞いている。
- 大掠参事 実際のこうあって欲しいものと子供が描いた絵というのは、リンクしないところはあるが、皆に興味を持ってもらい、マナーブックを活用してもらうために、絵を入れた方が良くはないかということで、こういう取組をしていच्छやる。（宇宙の絵など）とてつもない絵があり、子供の発想は凄いと個人的に思う。
- 鳴海会長 それを冊子にした方が面白そうだ。
- 渡辺主幹 そのようなお声もある。例えば、QRコードから読み取ってもっと大きい画面で見ることができるようになりたいというお声もある。
- 久副会長 先ほど、十三高槻線に拘らせていただいたのは、この話にも関わるのだが、南吹田地域の人には申し訳ないが、今までJR京都線と城東貨物線で分断された地域でしたが、道路環境が良くなってきて、他のところから抜けられるようになってきている。ようやく南吹田が吹田の玄関口として位置づいてくる感じがする。車で来ると新大阪から川を超えて最初に見えるのがこの地域である。そういう意味では、この地域をしっかりと造っていくと、吹田市の玄関口としての顔がしっかりできてくるのではないかと期待している。だから、駅前とそこから延びてくる道路は、これからしっかりと景観整備していただければ嬉しく思う。
- B委員 イベントの情報は市民に周知されていないと思う。他に周知する方法はないか。
- 隅田主査 地域を中心にチラシを撒くのと、協議会のフェイスブックを活用して周知をされている状況である。
- 渡辺主幹 イルミネーションについて、これからイベントの規模等に関して変わる可能性はあるが、今はあくまで地域の方々が無料でうどんを振舞う等、地域の方たちで楽しむ規模と内容になっているので、吹田市民大勢が来られて無料で足りないという

ことも考えられる。その辺りのバランスを見ながらの判断になると思う。

- 隅田主査 この取組の先に、開業のイベントが待っている。開業イベントの時には、地域の方々だけでなく、周囲からもたくさん来ていただくということで、地域としてもいろいろな企画をされているところである。
- 鳴海会長 他になければ、これで本日の審議会を終了する。

10. 閉会